

令和2年4月16日

保護者のみなさまへ

生駒市長 小紫 雅史

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う
保育園・こども園の登園自粛のお願い及び保育料等の取扱いについて

平素より生駒市就学前教育保育の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、緊急事態宣言が発令された大阪府では、特別措置法に基づき、14日から来月6日まで、休業要請が出されるに至りました。昨日も市内で感染者が発生するなど気の抜けない状況が続いています。

保育園・こども園については、保護者のみなさまの就労を支えるため、感染拡大防止のための様々な工夫をしながら通常通り運営してまいりました。しかし、緊急事態宣言を受け、在宅での勤務や自宅待機をしておられる保護者の方が増加していること等をかんがみ、園での感染防止に向けた取組は徹底しているものの、これまで以上に感染拡大のリスクを低減させる必要があります。

そこで、保育園・こども園を利用される園児につきましても、ご家庭の事情が許す限り、ご家庭での保育をお願いすることといたしました。協力依頼期間の保育料については、下記のとおり取り扱います。また、家庭保育協力により1か月以上休んだ場合、退園扱いとはなりません。この取扱いにご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により保育園等の利用が必要な方の登園自粛をお願いするものではありません。

なお、今後、感染がさらに拡大するなど、より厳しい登園自粛をお願いする場合は別途ご案内します。現在の状況をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 家庭保育協力をお願いする期間

令和2年4月17日～5月6日

2. 保育料について

保育料は日割り計算いたします。この取扱いは、4月1日から5月6日までを対象とさせていただきます。保育料については、大変恐縮ですが一旦通常どおりお支払いいただき、後日日割り計算した保育料との差額を返金いたします。

3. 保育料の計算方法

4月の保育料＝月額保育料÷25日×出席日数

4. その他

- ・給食費については園にお問合せください。
- ・状況が変わり、5月6日以降も家庭保育をお願いする場合は、改めてお知らせいたします。
- ・休み中に、新型コロナウイルスへ感染した（感染が疑われる）場合は、すぐに園へご連絡をお願いします。

生駒市教育こども部 こども課
〒630-0288
奈良県生駒市東新町8番38号
TEL : 0743-74-1111(内773・774)
FAX : 0743-75-6826